

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

現状

(1) 地域の災害リスク

(立地)

地形的には、八溝山地及び阿武隈山地南端と関東平野周縁台地北端の境界部に位置し、東に久慈川、南に那珂川の2大河川と、中央部を緒川、玉川がそれぞれ流れている。北西部からその清流の流れに沿って、奥久慈県立自然公園や御前山県立自然公園等が含まれる広大で起伏の多い山地、ゴルフ場などが点在する丘陵と畑地帯、そして南東部の河川の流域には水田地帯が広がっている。

面積は、東西約 20.8 km、南北約 26.4 kmにおよび 348.45 km<sup>2</sup>で、茨城県の全体のおよそ 5.7%を占めている。

また、気候は、比較的小雨低温の関東北部の内陸型で、年間平均気温は約 13℃、年間降水量は 1,400 mm前後、降雪は年間数回程度と過ごしやすい地域といえる。



図1 位置図

(洪水：市ハザードマップ)

市の各河川流域の最大総雨量（48時間の総雨量：久慈川流域616mm、那珂川流域459mm）で想定されたハザードマップによると、当会が立地する地域において、久慈川、那珂川の破堤で3m～5mを超える浸水が予想されている。

両河川の浸水予想地域では、小売、サービス、飲食、建設、理美容、旅館、製造、キャンプ場、採石場など多くの事業者が立地している。

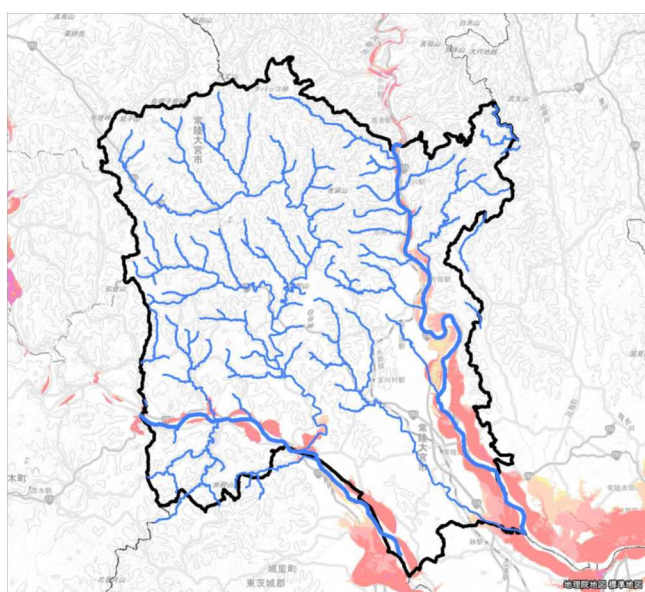


図2 久慈川・那珂川浸水想定区域、中小河川の位置（常陸大宮市）

出典：国土交通省常陸河川国道事務所「那珂川浸水想定区域（想定最大規模）」、「久慈川 浸水想定区域（想定最大規模）」、茨城県「久慈川浸水想定区域（想定最大規模）」

国土交通省「国土数値情報の河川」（背景地図：国土地理院「地理院地図」）



(土砂災害：市ハザードマップ)

市のハザードマップによると、山間地の山方、緒川、美和、御前山地区一帯は、急傾斜も多く地滑り等、土砂災害が生じる恐れのあるエリアが点在しており、土砂災害警戒地域及び土砂災害特別警戒区域が多く指定されている。小売、サービス、飲食、建設、製造、木材製材など多くの事業所が立地している。

表1 土砂災害警戒区域等の指定状況

区 分		箇所数
土石流	警戒区域	457
	うち特別警戒区域	380
急傾斜	警戒区域	154
	うち特別警戒区域	153
地すべり	警戒区域	52
	うち特別警戒区域	0
合 計	警戒区域	663
	うち特別警戒区域	533

(出典：茨城県ホームページ ※令和2年12月31日時点 区分)

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で高い確率で発生するとされている。また、平成31年3月の「茨城県地震被害想定調査」によれば常陸大宮市では、「棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震」により、最も被害が大きくなると想定されている。次いで「F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震」が想定されている

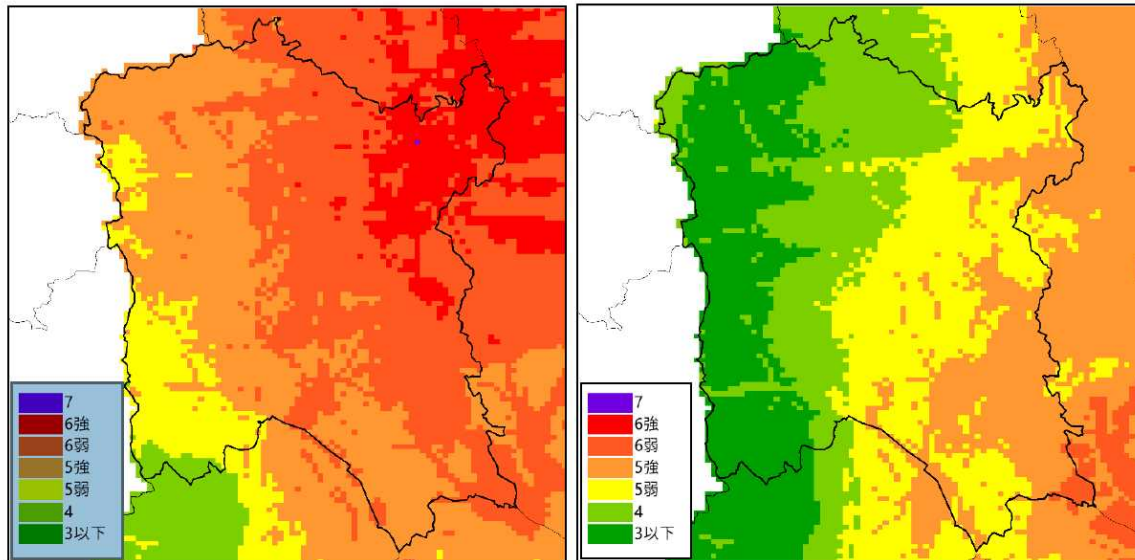
表2 茨城県地震被害想定結果(常陸大宮市)

想定地震	想定規模	常陸大宮市の震度	建物被害	人的被害		
			全壊・焼失・半壊	死者	負傷者	重傷者
棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震	Mw7.0	7	2,000棟 (冬18時)	20人 (冬深夜)	240人 (冬深夜)	20人 (冬深夜)
F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	Mw7.1	6弱	80棟 (冬18時)	* (冬深夜)	20人 (冬深夜)	10人 (冬深夜)

「\*」…わずかという意味である。

「Mw」…モーメントマグニチュードのこと。地震は地下の岩盤がずれて起こるが、この岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードのことをいう。

(出典：茨城県地震被害想定調査 平成31年3月)



【棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震】

【F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震】

図3 震度分布図

(出典：茨城県地震被害想定調査 平成31年3月)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

- ・インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等により売上が急減する。
- ・海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなる。

(その他)

市内の久慈川・那珂川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。近年の水害としては、昭和61年8月の台風10号、平成10年8月の台風第4号(那須豪雨)平成23年の台風第15号、特に令和元年の台風第19号(令和元年東日本台風)において、久慈川(小貫,下町,塩原,富岡)、那珂川(下伊勢畑,野口)の堤防が決壊し全壊49棟、大規模半壊85棟、半壊294棟、一部損壊119棟、計547棟にのぼり、近年の水害としては過去最大の被害を受けた。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,962人
- ・小規模事業者数 1,420人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	商業	381	312	市内に広く分散している
	工業	331	232	市内に広く分散している
	建設業	629	441	市内に広く分散している
	サービス業	621	435	市内に広く分散している

(参考：茨城県商工会連合会「令和2年度商工会実態調査」)

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

- 地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- 防災備品の備蓄
- 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアルの策定
- 常陸大宮市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- 常陸大宮市新型コロナウイルス感染症に伴う支援策（協力金、補助金、緊急融資等）
- 常陸大宮市防災会議の開催
- 防災無線等による情報伝達体制の構築
- 指定避難所、緊急指定避難場所の指定及びコミュニティ等の設置
- 土砂災害防止対策（土砂災害危険箇所の把握等）
- 自主防災組織の活性化と住民の防災意識啓発を目的とした防災講習会等の開催
- 常陸大宮市防災ガイドブック、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等作成/配布
- 自主防災組織の結成や活動促進

#### <感染症対策関係>

- 「常陸大宮市新型インフルエンザ等対策本部」の設置、運営及びこれに沿った各種対策の実施

#### 2) 当会の取組

##### (自然災害)

- 事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知
- 事業者BCP策定セミナーの開催
- 茨城県商工会連合会、茨城県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

##### (感染症)

- 相談窓口の設置、緊急融資相談会、事業者への影響調査、イベントの中止/延期
- 茨城県商工会連合会、常陸大宮市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

##### (その他)

###### 【相談窓口の開設】

資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、家賃支援給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供

###### 【緊急融資相談会】

同感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、日本政策金融公庫とともに融資相談会の開催

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを取得した人材が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### (商工会の課題)

- BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識行動を職員に周知教育できていない。
- 当会には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- 感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- 職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

### (管内事業者の課題)

- 管内事業者のBCPあるいは事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- 事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
- 管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、BCPへの関心が低く、BCPに取り組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分。
- 当会の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっておりBCPに関する支援は少なく支援の比重も低いため、BCPのメリットや必要性について事業者に周知が進んでおらず、BCPの策定支援まで繋がっていない。
- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがあるため感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

### Ⅲ 目 標

- 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と市の被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
  - 事業継続力強化計画認定 5社/年
  - 各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 20社（計画期間内）  
（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）
- 発災時における情報共有を円滑に行うため、商工会と茨城県商工会連合会、県や市との被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。
- また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 行政（国・県・市）や茨城県商工会連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- 情報の収集、提供に当たっては、オンライン会議などを有効に活用する。
- 緊急の支援策などの重要な情報を迅速に広く広報する。
- 中小企業・小規模企業がパニックに陥ることのないよう冷静な行動を促す。
- 組織として対応できるよう、日頃から知識を共有する等の措置を講じる。
- 商工会内に感染者が発生した場合についての対応や手続き（保健所や医療機関への報告や当会館の消毒や閉館の考え方）について、あらかじめ災害発生時対応マニュアルに盛り込む。
- 館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。
- 感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や茨城県商工会連合会と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や感染防止策等の周知に努める。

#### ※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

**(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間**

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

**(2) 事業継続力強化支援事業の内容**

当会と当市が役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

**< 1. 事前の対策 >**

自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

**(ア) 小規模事業者に対する災害リスクの周知**

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ホームページや市の広報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・市のハザードマップチラシやヒアリングシート・リスクチェックシートを作成し、広報ツールを活用した経営指導員等による普及啓発活動を行う。また、当会ホームページに、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。当会報では、事業者BCP対策に積極的に取り組む先進企業を紹介することで、事業者BCP策定支援事業の周知を行う。
- ・経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問し、市ハザードマップチラシ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、下記事業を行う。
  - 経営指導員等を対象とした事業者BCP策定支援研修
  - 小規模事業者を対象とした事業者BCP策定セミナー 年1回
  - 小規模事業者を対象とした個別支援（専門家派遣・相談会） 年1回
  - 小規模事業者・中小事業者を対象としたリスクマネジメントセミナー
  - 小規模事業者・中小事業者を対象とした対象業種別部会を通じたセミナー

### **(イ) 商工会自身の事業継続計画の作成**

当会は、令和2年度に事業継続計画（BCP）を作成。

### **(ウ) 関係団体等との連携**

- ・茨城県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険(ビジネス総合保険等)の加入促進等について連携して実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

### **(エ) フォローアップ**

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。

### **(オ) 当該計画に係る訓練の実施**

- ・避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順確認
- ・自然災害（マグニチュード6弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## **< 2. 発災後の対策 >**

### **■大規模自然災害**

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### **1) 応急対策の実施可否の確認**

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

#### **2) 応急対策の方針決定**

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。  
（例：被害規模の目安は以下を想定）



被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口の設置</li> <li>②被害調査</li> <li>③経営課題把握</li> <li>④復興支援業務</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口の設置</li> <li>②被害調査</li> <li>③経営課題把握</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

### 3) 被害情報の共有

当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

## ■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

### 1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

### 3) 被害情報の共有

- ・当市と当会は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

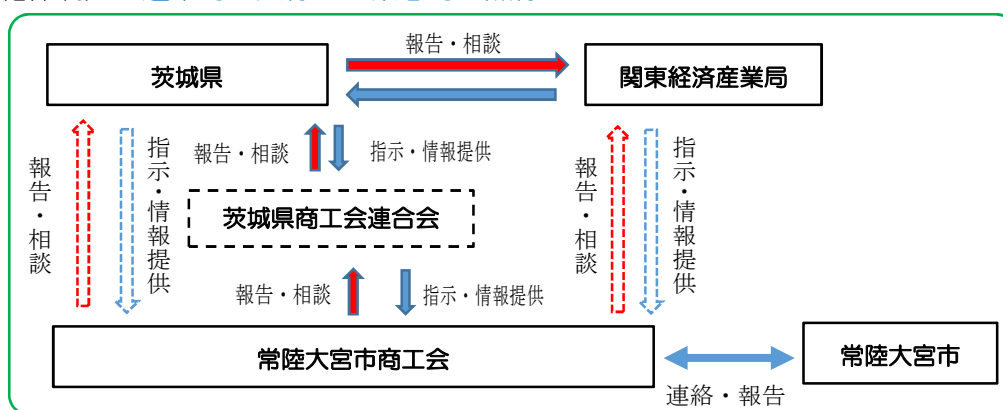
#### 4) 被害情報の報告

- 当市と当会とで情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。
- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。当会が講じる事業継続力強化支援計画では、こうした感染症等が爆発的に流行するケースも想定したBCP対策が重要であると位置付け、以下の内容についても計画に盛り込むように指導する。
  - ① 客観的に正確な情報を収集し必要な対策を講じること
  - ② 交代勤務・在宅勤務・代替要員等の人的資源の確保
  - ③ 2か月程度を想定した運転資金の確保対策
  - ④ 職場における集団感染の予防策
  - ⑤ 仕入調達先の複数確保や、サプライチェーンにおける原材料や在庫の常時確保・保管の要請
  - ⑥ テレワーク体制の構築

#### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より茨城県へ報告する。

(連絡体制) 通常時：実線 緊急時：点線



(被害状況様式)

産業規模別被災世帯の被害状況

<table border="1" style="float: right;"> <tr><td>調査年度</td><td></td></tr> <tr><td>調査地区</td><td></td></tr> </table>			調査年度		調査地区																																																																																														
調査年度																																																																																																			
調査地区																																																																																																			
調査対象世帯の被災状況																																																																																																			
小規模事業 小規模事業の被災状況	中規模事業 中規模事業の被災状況	その他 その他の被災状況																																																																																																	
調査対象世帯の被災状況																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">世帯名</th> <th colspan="4">世帯属性</th> <th colspan="12">事業規模別の被害状況</th> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>従業員数</th> <th>業種</th> <th>従業員数</th> <th colspan="4">建物</th> <th colspan="4">機械器具</th> <th colspan="4">備品</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>業種</th> <th>従業員数</th> <th>業種</th> <th>従業員数</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>倒壊</th> <th>壊滅</th> <th>半壊</th> <th>倒壊</th> <th>壊滅</th> <th>半壊</th> <th>倒壊</th> <th>壊滅</th> <th>半壊</th> <th>倒壊</th> <th>壊滅</th> <th>半壊</th> <th>倒壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>●●●</td> <td>業種</td> <td>従業員数</td> <td>業種</td> <td>従業員数</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="21" style="text-align: center;">計</td> </tr> </tbody> </table>			No.	世帯名	世帯属性				事業規模別の被害状況												業種	従業員数	業種	従業員数	建物				機械器具				備品						業種	従業員数	業種	従業員数	全壊	半壊	倒壊	壊滅	半壊	倒壊	壊滅	半壊	倒壊	壊滅	半壊	倒壊	壊滅	半壊	倒壊	1	●●●	業種	従業員数	業種	従業員数																計																				
No.	世帯名	世帯属性				事業規模別の被害状況																																																																																													
		業種	従業員数	業種	従業員数	建物				機械器具				備品																																																																																					
		業種	従業員数	業種	従業員数	全壊	半壊	倒壊	壊滅	半壊	倒壊	壊滅	半壊	倒壊	壊滅	半壊	倒壊	壊滅	半壊	倒壊																																																																															
1	●●●	業種	従業員数	業種	従業員数																																																																																														
計																																																																																																			

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、常陸大宮市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動の影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

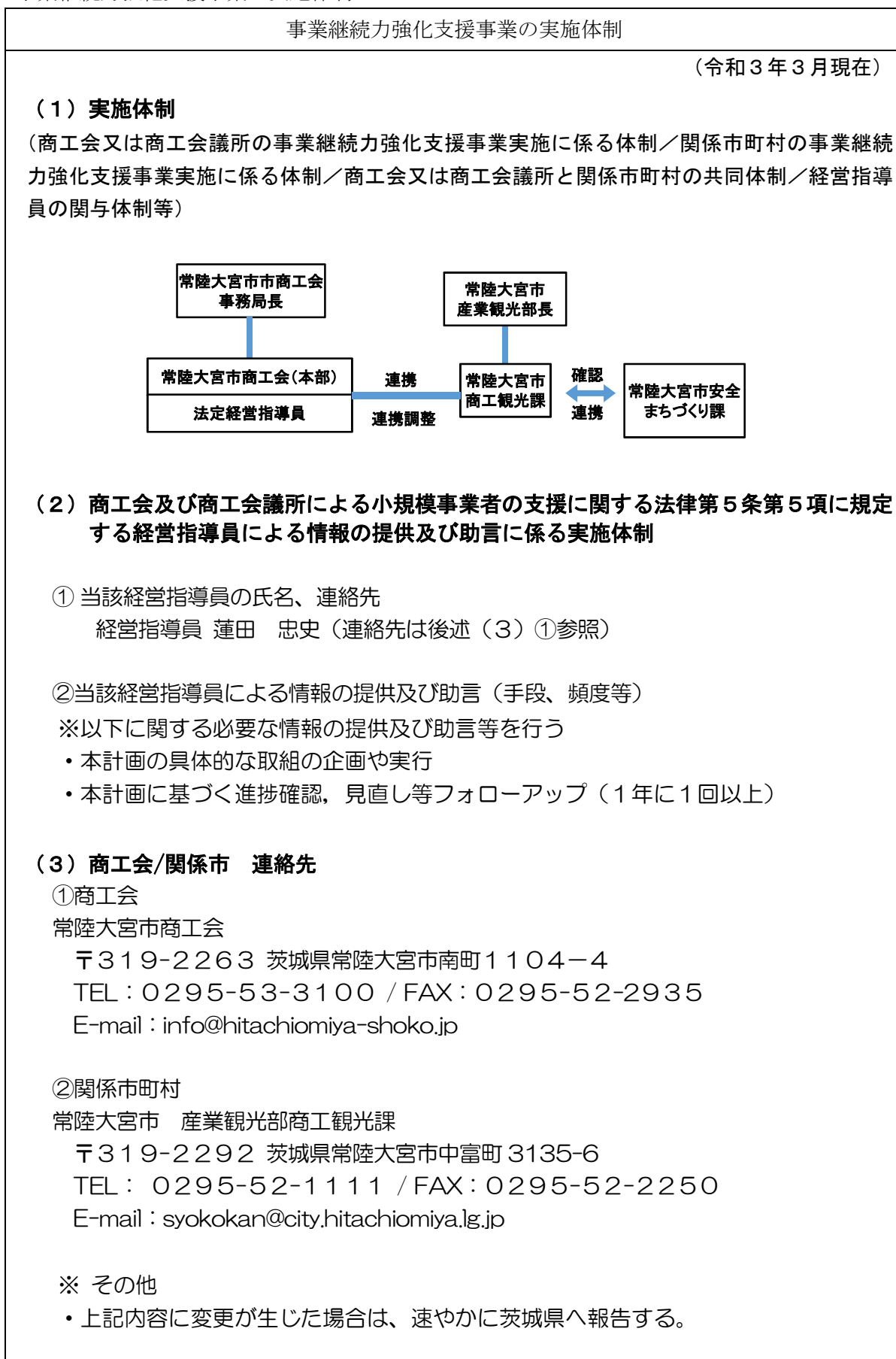
- 茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、常陸大宮市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携者なし